

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月1日(水)午後1時30分から午後2時04分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 43(名)

会長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
3番	大塚 武司	4番	加賀山 洋介
5番	門脇 忠男	6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨		
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
13番	谷本 宏明	14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稲田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘	6番	岡山 正喜
7番	梶原 茂夫	8番	木村 寛
9番	河野 順子	10番	河野 秀雄
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
		20番	森崎 正
21番	薬師寺 悦子	22番	山田 悌示
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員(2名)

農業委員 10番 清家 儀三郎

最適化推進委員 19番 松本 武雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

16番 堀田 善春 18番 宮河 宣仁

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約
通知について
報告第3号 諸証明について
報告第4号 農地原形変更届出書について
報告第5号 農地原形変更完了届出書について
報告第6号 農地法第4・5条許可について
(令和6年3月16日～令和6年4月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市
農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員22名、農地利用最適化推進委員21名であります。
定足数に達しておりますので、只今より令和6年5月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、清家委員、松本委員が所用のため欠席です。また、白井委員、松浦委員が遅れて来られる、ということです。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に堀田委員、宮河委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。説明の前に議案の一部訂正がございます。

総会議案6ページ目をお開きください。議案6ページ目、農地法第3条の規定による許可申請承認について、番号10の担当委員ですが、上甲一博委員となっておりますが、岡山正喜委員の誤りでございます。修正をお願いします。以上でございます。

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は13件の申請でございます。申請の詳細、担当委員につきましては議案書5ページから6ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《大塚委員》

1番、◇◇◇◇君について説明いたします。彼はですね、◇◇◇◇のために、◇◇◇◇さんの農地を借りての事業参加でございます。何ら問題ございません。以上でございます。

《武内委員》

はい、2番3番について説明をいたします。

まず、2番であります。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇によりこれ以上作業が難しいということですので、◇◇◇◇さんが賃貸借権設定をして、引き続き作業されるということです。特に問題はないと思います。

3番についてですが、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんは◇◇◇◇であります。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇し作業が難しいということで、◇◇◇◇さんが経営継承して、そのまま作業にあたるということです。特に問題はないと思います。

《 会 長 》

4番につきましては、担当の白井委員が到着していないということでございますので、到着してから説明をしていただくようにしたいと思います。続いて、5番お願いします。

《西村委員》

5番の報告です。こちらは所有権移転の議案でございます。水田転換の農地で、野菜を作っておる畑でございます。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でありまして、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんが◇◇◇◇の管理ができないということで、◇◇◇◇さんの方への、所有権の移転ということです。何ら問題ないと思われま。

《石城戸委員》

6番についてご説明します。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で、◇◇◇◇ということです。問題ないと思われま。

《谷本委員》

7番について説明をします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇でありまして、◇◇◇◇のために使用貸借権の設定を行ったみたいで。何も問題ないと思われま。以上です。

《堀田委員》

8番についてご説明申し上げます。8番の◇◇◇◇につきましては、実はこれ、基盤整備をしております。1枚の土地を2つの所有権で、この◇◇◇◇さんが1枚、それから◇◇◇◇さんが、今回出ておりますけれども、この◇◇◇◇の土地なんですけれども。これは、昨年まで◇◇◇◇さんが賃貸契約で耕作をしておりました。で、◇◇◇◇さんが土地を外すということがありまして、どうしてもこの1枚の水の出入りがありますので、1枚で作りたいという強い要望がございまして、◇◇◇◇さんに所有権を移すという提案でございます。

《兵頭委員》

9番についてご説明させていただきます。◇◇◇◇さんにつきましては、12月のこの会でご審議もいただいた方であります。その土地の隣接者である◇◇◇◇さんが、話は進みましたかって聞いていただいたので、はい、承認をいただいて設計なり、次の段階に移るようになりました、というお話をしたら。実はその隣の土地が、私が所有している土地なんだけれども、◇◇◇◇なんだが将来のためにも隣接地を買うつもりはありませんか、いうて声をかけていただいたということでございまして。それこそ隣接地なので、利用するにも大変便利がいいのでというお話で、両者合意のもとでのお話でございますので、何ら問題はないと思っております。

《岡山委員》

10番について説明いたします。◇◇◇◇は、賃貸借権設定して◇◇◇◇さんが耕作されていましたが、◇◇◇◇の効率の悪い所でありまして、今回所有権移転の上で、◇◇◇◇さんが一体に整備し、経営の効率化を図るということになりました。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇を中心に熱心に農業に取り組まれておられ、何も問題ないと思いません。

《和田委員》

11番、12番、13番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇で、◇◇◇◇さんの土地を借り耕作する申請です。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇のため耕作ができないということで、耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作することで話がまとまりました。

13番の◇◇◇◇さんは◇◇◇◇なので、◇◇◇◇さんがあたって作るようになりました。

《 会 長 》

白井委員、お願いいたします。

《白井委員》

4番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんの方が、誰か園地を受けてもらう人

を探していたんですが、◇◇◇◇さんが借り受けて、耕作をしたいということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんについては、熱心に取り組む意欲ありますので、何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。はい、井上委員。

《井上和久委員》

はい。失礼いたします。議案については何も問題はないんですが、私ちょっと、初めて見る表現がありましたので、ご質問をさせていただきたいと思います。

6番の議案の中に一括贈与という言葉があり、従来ですと生前贈与というの、私何度か見たんですが、この議案で一括贈与という表現が初めて出てきたんですが、これは、多分意味は生前贈与で同じだろうと思うんですけど。

これを書いた行政書士さんの趣味なんかどうか分かりませんが、議案上はどちらの表現を使っても構わん訳ですか。

《 会 長 》

事務局、説明をお願いいたします。

《山下係長》

失礼します。議案の方で、その文言というところが決まってる訳ではないんですけども、一応今回は一括ということで、生前贈与の中で、部分的っていうケースも場合によってあるんですけども。今回は一括ということもあって、今回この文字でということ記載をさせていただいた、ということになります。

《井上和久委員》

一括生前贈与ということですね。はい、ありがとうございます。

《 会 長 》

他にございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。

ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、上甲委員の退席を求めます。

お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員

さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。上甲委員の入室を認めます。

続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。公告予定年月日は、令和6年5月8日となっております。

1ページめくっていただきまして、8ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規11件26,341.00㎡、更新7件16,370.00㎡、計18件42,711.00㎡となっております。所有権の移転につきましては、吉田地区で6件5,679.00㎡となっております。今月の利用権設定の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《河野秀雄委員》

失礼します。1番について説明をしたいと思います。◇◇◇◇さんについては、1番については更新であります。設定を受ける◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇が決まりました、今までどおり耕作するという事になって、問題はありません。以上です。

《加賀山委員》

はい、失礼します。2番、3番について説明いたします。◇◇◇◇さんが◇◇◇◇のため耕作ができないということで耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するという事で話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心な農家で熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

《小清水委員》

4番から8番についてご説明いたします。4番の◇◇◇◇さんは、5番6番の◇◇

◇◇さんと◇◇◇◇でございます。ともに農業の方はやられずに、◇◇◇◇を経営されておるとい状況でございます、4番5番につきましては、別な方がこれまで耕作をしておったんですが、◇◇◇◇ということもございまして、今回、◇◇◇◇に生産を委託するということになりました。6番についても同様でございます。

7番につきましては、◇◇◇◇さん、◇◇◇◇ということで◇◇◇◇さんに耕作を依頼するということになりました。新規ではございますが、◇◇◇◇君真面目にやられておりまして、◇◇◇◇もやられております。そういう関係で、何ら問題はないかと思っております。

8番につきましては、◇◇◇◇さんは、もうこちらには住んでおりません。◇◇◇◇に住んでおるわけなんです、報告第2号で、◇◇◇◇さんがこれまで耕作をされておったんですが、◇◇◇◇さん◇◇◇◇ということがございまして、今回、◇◇◇◇さん、非常に若くて意欲ある生産者でございますが、この方が耕作するということになりました。何ら問題はございません。以上です。

《土居委員》

9番について、使用貸借権の設定の更新でございます。利用権の設定を受ける◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、何ら問題ございません。隣接の私が、代理で説明いたしました。

《宮河委員》

10番について説明いたします。10番の利用権を設定する◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇のため耕作が難しいということで耕作者を探していたところ、◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいきますので、問題ありません。

《山口委員》

それでは11番と12番を説明いたします。◇◇◇◇さん亡くなられて、◇◇◇◇さんが相続人でありますので、◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんが、一応更新という形で貸借の契約をいたしました。◇◇◇◇さんは大変地区でも熱心な◇◇◇◇でありますので、問題はないと思います。

《河野順子委員》

それでは、13番について説明します。清家さんがお休みのため、私が代わりに説明させていただきます。13番の貸借権を設定する◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇のため耕作が難しいということで、耕作者を探していました。◇◇◇◇さんが耕作するということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは若いですが、◇◇◇◇として農業に勤しんでおられますので、何の問題もないと思います。

《竹葉委員》

14番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇のため耕

作を縮小していきたいと思い、◇◇◇◇に耕作依頼し、話がまとまりました。◇◇◇◇であり、全く問題ありません。以上です。

《堀田委員》

15番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんは、◇◇◇◇で耕作ができないということで、耕作者を探しておりましたところ、ちょうど◇◇◇◇の耕作、土地の所在の近くに住んでおられる◇◇◇◇さんをお願いをするという話ができあがりまして。◇◇◇◇さんは熱心に農業されておりますので、何ら問題ないと思います。新規の賃貸借でございます。

《松浦委員》

16番の説明をしたいと思います。◇◇◇◇さん、◇◇◇◇のため耕作ができないということで誰か探しておりましたら、◇◇◇◇さんが耕作するという話で話がまとまりました。熱心に農業されている方で、特に問題ないと思います。以上です。

《高木委員》

17番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは◇◇◇◇へ出向されていまして、近くの知り合いの◇◇◇◇さんが、ずっと代わりに田んぼを作っているということで、更新ですので、別に問題ないと思います。

《梶原委員》

失礼します。18番について説明いたします。この案件は更新であります。◇◇◇◇は、障害を持たれている方とともに稲作に取り組まれており、引き続き耕作ということで、問題ありません。

《 会 長 》

続いてお願いします。

《河野秀雄委員》

失礼します。◇◇◇◇さんは熱心に耕作をされており、経営を拡大したいということで、隣接する◇◇◇◇さんの土地を耕作するようになりました。園地も近くにあり、問題ありません。

《小清水委員》

2番、3番、4番についてご説明いたします。◇◇◇◇さん、今回、規模縮小をしたいということで、隣接しておりますそれぞれの畑の方々に、土地を買ってくれということで話がありました。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇さんも◇◇◇◇さんも、◇◇◇◇もおり、きちっと農業の方をやられておりますので、何ら問題はないかと思います。以上です。

《大塚委員》

5番について説明いたします。◇◇◇◇さん、予てより経営の規模拡大を目指しておられまして、◇◇◇◇さんとの話し合いがまとまりまして、所有権移転ということでございます。何ら問題になるようなことはございません。以上です。

《薬師寺委員》

6番について説明いたします。所有権移転を受ける◇◇◇◇君は、熱心に農業をされており、新しい事にも積極的にやっておりますので、◇◇◇◇さんの土地を所有権移転ということで、何の問題もありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）に基づき、若藤委員、森崎委員、薬師寺委員の退席を求めます。
お諮りいたします。

議案第2号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

はい。挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。若藤委員、森崎委員、薬師寺委員の入室を認めます。

以上で令和6年5月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
